

## 第21期第37回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年1月13日(水) 14時00分から15時22分まで
- 2 開催場所 高知市本町5丁目3-20 高知共済会館 3階「桜」
- 3 出席委員 木下清、問可柁善、志磨村公夫、瀧澤満、畠中悠、前田浩志、山崎國光、石田実、蔭山純由、新保輝幸、益本俊郎、参田敦、三谷英子(計13名)
- 欠席委員 柴田皓司、安岡栄一
- 署名委員 蔭山純由、参田敦
- 県出席者 水産振興部 田中部長、西山副部長  
漁業管理課 池課長
- 事務局 織田事務局長、井上次長、中村チーフ、飯田主幹

### 4 審議事項

- 第1号議案 令和3管理年度における漁獲可能量の設定について
- 第2号議案 さんご漁業に関する制限措置等の一部変更について
- 第3号議案 漁業の許可又は起業の認可の基準について
- 第4号議案 さんご漁業の許可又は起業の認可の基準について
- 第5号議案 高知県漁業調整規則第10条第1項第1号についての適格性の基準について

### 5 議事内容

#### 織田事務局長

定刻となりましたので、ただ今より第37回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。

会議に先立ちまして、資料の差し替えでございます。第2号議案の「さんご漁業に関する制限措置等の一部変更について」でございますが、本日お配りいたしました資料一式と差し替えていただくよう、お願いします。大変申し訳ございません。

会議は委員定数15名の内、出席委員は13名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。

それでは、会長、お願いいたします。

#### 木下会長

皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、はじめに水産振興部長さんから、ごあいさつをお願いします。

#### 田中部長

田中でございます。

委員の皆様方におかれましては、何かとご多用のところ、また、寒さの厳しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。本日は今年一回目の委員会でございます。今年もよろしくお願いたします。

本日ご審議願いますのは、議案5件でございます。

第1号議案は、令和3管理年度における、まあじ及びまいわしの知事管理漁獲可能量の設定についてご審議いただきます。

第2号議案は、高知県漁業調整規則に規定されております、さんご漁業の許可等の制限措置を一部改正するものでございます。

第3号議案は、漁業の許可又は起業の認可の基準についてご審議いただきます。

第4号議案は、さんご漁業の許可又は起業の認可の基準について、ご審議いただきます。

第5号議案は、高知県漁業調整規則第10条第1項第1号についての適格性の基準についてご審議いただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご審議のうえ、適切なお意見・ご答申をお願い申し上げまして、簡単でございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

木下会長

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、柴田委員、安岡委員の2名です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、蔭山委員、参田委員に申し上げます。

それでは議題に入ります。第1号議案、「令和3管理年度における漁獲可能量の設定について」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

飯田主幹

それでは資料1の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。2高漁管第711号。高知海区漁業調整委員会様。漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和3管理年度（令和3年1月1日から同年12月31日まで）における数量について定めるため、同条第2項の規定により諮問します。令和3年1月8日。高知県知事濱田省司。

資料ですが、1ページが諮問文、2ページが告示案、3ページが国からの通知文です。

令和2年12月1日に開催しました第35回の委員会において、まあじ及びまいわし太平洋系群の新たな管理が開始することに伴い、資源管理方針の変更について承認いただきました。この際に、資源管理方針の変更とは別に、まあじ及びまいわし太平洋系群についての知事管理漁獲可能量の設定を行う必要がありましたが、法改正に伴い手続きが一新したため、この手続きを失念しておりました。大変申し訳ございませんでした。今後は、事務局で手続きに漏れがないかどうかチェック体制を強化し、法律上必要

な手続きに不備がないよう気を付けてまいります。

3 ページ、農林水産大臣から、令和 3 管理年度の高知県に対する、魚種毎の当初の割当数量が記載されております。今回、漁獲可能量を定める魚種は、3 ページのうち「まあじ」及び「まいわし太平洋系群」です。「まあじ」及び「まいわし太平洋系群」の知事管理分の漁獲可能量については、「現行水準」となっております。これまでは「若干」と定めておりましたが、法改正に伴い、「漁獲可能量を定めなければならない」と規定されたことから、近年の漁獲実績割合を元に割り当てられたものです。

「まあじ」及び「まいわし太平洋系群」については、今回新たに定めた漁獲可能量である、現行水準以上に漁獲量を増加させないように管理する必要があります。

以上のように、今回ご審議いただくのは、農林水産大臣から通知のありました漁獲可能量を定めるものです。なお、その公表手段は、高知県公報へ漁獲可能量を告示することとします。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

木下会長

ただ今の事務局説明についてご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」という者あり。)

木下会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第 1 号議案、「令和 3 管理年度における漁獲可能量の設定について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり。)

木下会長

ご異議ないようですので、第 1 号議案は、原案が適当であると答申いたします。

続きまして、第 2 号議案、「さんご漁業に関する制限措置等の一部変更について」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

飯田主幹

それでは資 2 の 1 ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。2 高漁管第 712 号。高知海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則(令和 2 年高知県規則第 73 号) 第 4 条第 1 項第 3 号に掲げるさんご漁業の制限措置等の一部変更したいので、同規則第 11 条第 3 項の規定により諮問します。令和 3 年 1 月 8 日。高知県知事濱田省司。

令和2年11月15日に開催されました第34回海区漁業調整委員会において、漁業種類ごとの制限措置等について決定し公示しているところです。

資料3ページをお願いします。今回、許可期間満了に伴う制限措置等の一部変更についてご審議いただくものです。

高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号。以下「規則」という。）第11条第1項において、知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、「漁業種類」、「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数」、「推進機関の馬力数」、「操業区域」、「漁業時期」及び「漁業を営む者の資格」に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。

資料3ページの参考資料をご覧ください。現在、さんご漁業の許可は右側の旧で1の表中、漁業者の数を、上段、室戸岬周辺海域の操業区域で0、足摺岬周辺海域の操業区域で0と定めており、今回告示する表の左側新の案では、1の表中、漁業者の数を、上段、室戸岬周辺海域の操業区域で161、下段、足摺岬周辺海域の操業区域で183と変更します。なお、足摺岬周辺海域の操業区域では、廃業が6件ありますことから、現在の漁業者の数の189件から6件減らし、183件としております。

また、許可又は起業の認可を申請すべき期間ですが、現在は旧で表中3定めなしとしておりますが、新の案では令和3年1月15日から同月31日までと変更しております。

なお、ただいま説明しました変更点についての告示を2ページの告示案のとおり行います。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

木下会長

ただ今の事務局説明についてご意見、ご質問はございませんか。

志磨村委員

わかりきったことを聴くようで悪いが、この許可、漁業者の数がゼロ、申請すべき期間が定めなしとしているのを今月の1月31日までとしているが、許可の割当は各漁協から出てきて問題ないと思うが、もし申請件数が減った場合、161 続出せずに160とか155で出た場合、残りがあるが、1月31日以降に申請したい人がいた場合、許可は与えない、ということか。もし、何らかの理由で、それ以降に申請が出てきた場合、各漁協で割当があると思うが、どうなるのか。1月31日と決めてしまうと、それ以降は受付をしないのかどうか。

織田事務局長	<p>これまで、今年は時期が少しずれましたが、例年1月1日から2月15日までと申請期間を設けて、申請が定数に足らなかった場合は、その分、海区漁業調整委員会で定数を減らすという手続を取っておりました。そういう応募期間を設けて、それでも定数に足らなかったら、告示文で定数を減らして対応したいと思っております。</p>
志磨村委員	<p>そしたら何らかの理由で申請を見送れば、その人は来年の許可を取れなくなる。そういう認識でいいがやね。数を減すというのだから。もし、今年153になったら、次年度も153になるよ。161に増やすということにはならない。そういう考え方になるよ。今の答弁だと。それらも十分考えて。次の、許可と起業の関係の規則も今回出てくるが、現在許可を持っている人が優先されるから、当然、新規の人ができなくなる。許可の数を減らすというのは、漁業者の立場だと、現実の許可を減らすべきじゃない、と考えていると思うが、どうするのか。</p>
織田事務局長	<p>先程の私の発言を訂正させていただきます。これまで定数に対して、申請が満たなかった場合、土佐清水、西部は減らしていこうという合意がありましたので、西部に確認したうえで、減らすという対応をとっておりました。ただ、室戸は減ったということではなく、西部にしても、室戸にしても、そういう時は地元の意向を確認して判断したいと思っております。</p>
志磨村委員	<p>それはよくわかる。その3月31日までというのは、従来の定めなしの方がいいと、わしは思うが。国から縛りがあって、入れたのかもしれないが。今の局長の答えであれば、定めなしでもいいかと思うが。地域で減らす・減らさないという合意ができれば、委員会にかければ問題ないが、この日付の第3項はこういう風にしないといけないのか。変更するときは委員会にかけて規則を変えないといけないから、あらかじめ「定めなし」がいいと思って聴いただけ。</p>
西山副部長	<p>この申請期間につきましては、さんご漁業につきましては1年ごとに新規の許可を更新していくということになっておりまして、公示するというルールになっております。定めなし、となっているのは、定数に実質、空きがない、という状況で今は申請ができないということです。</p>
問可会長代理	<p>蔭山さんが副部長の時、平成26年くらいだったかな、さんごの定数を減らしていかないと足摺沖は死の海になると、僕は言ったことがある。20期の時ですか。現状、そのとおりになっている。魚がない。すくも湾漁協にしても、西部のさんご組合にしても、日本さんご商工会ですか、許可</p>

数を減らしてほしいという意見があるんじゃないですか。漁業者としては減らさないでほしいと思っているかもしれないが、海区漁業調整委員会で数を決めている。漁がない。研修生も困っている。平成26年に、辞める人は減らしてほしいと、その願いを僕は言っている。現場でさんごやっている漁業者は船が良い。死んだとか、辞めるとかというのは、減らしていないと。管理課と西部の足摺沖のさんご船主組合と話して。回遊魚が魚群探知機で映らない。水産試験場から海底の調査をやってほしい。一日に千何百本のチェーンを引きずっている。音がすごい。海藻に付いていても、海藻を全部ちぎってしまう。想像したら分かるでしょう。魚が付く道理がない。つかない。今やっている人に辞めろと言っているのではない。どんどん減らさないと、一本釣り業者が潰れる。浦尻組合長も言っている。意見を聴いて、減してほしい。

西山副部長

今、問可会長代理からご指摘がございましたとおり、ワシントン条約の対策としましても、国際的な世論の高まりからしましても、さんご漁業についてできるだけ縮小するように、我々も考えているところです。ご指摘のとおり、日本さんご商工組合の方も、商人の方ですが、ワシントン条約対策で、減してほしいと。われわれもその方向で、西部の方と中心に、新規の許可は認めないと。廃業になった分は、少しずつ、6つですが、減らしている現状でございます。またご協力をお願いします。

問可会長代理

僕ら、50年くらいやっているけど、潮流が西向きに流れて、回遊魚が来ない。昔は底もつれやった。(今は)底にいない。せっかく県外から新規就業者が入ってやってくれている。そこらあたりも考えてほしい。

石田委員

参考までに近年の採捕数量の推移について、どんな傾向にあるのでしょうか。今、分からなければ後日でも結構です。

西山副部長

申し訳ございません。詳細なデータは今、お示しできませんが、少しずつ減っているという状況です。統計上、日本さんご商会の入札会の出品は、調整できるということもございまして、イコール漁獲量ということにはなりません。漁獲量につきましては、採捕報告を受けておりますが、少しずつ減っていると。また詳細なデータはお示しいたします。

益本委員

参考までにお伺いしたいのですが、先程、副部長がおっしゃっていた、許可数を減らしているという県の方針は、公にされているのですか。

西山副部長

公というのが、公的にアナウンスしているのかと言いますと微妙です

が、それぞれのさんごをされている団体さんに対し、少しずつ減らしてくださいとアナウンスしております。その元になっているものが、水産庁の技術的助言が毎年通知されておりまして、その中で、少しずつ減らしてくださいという方針がありますので、私どもは従って運用しております。

益本委員

わかりました。ありがとうございます。

木下会長

他にございませんか。

(「なし」という者あり。)

木下会長

他にご意見もないようですので、お諮りいたします。

第2号議案、「さんご漁業に関する制限措置等の一部変更については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり。)

木下会長

ご異議ないようですので、第2号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

続きまして、第3号議案、「漁業の許可又は起業の認可の基準について」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

飯田主幹

それでは資料3の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。2高漁管第714号。高知海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則(令和2年高知県規則第73号)第11条第5項及び第7項の規定により、漁業の許可又は起業の認可の基準を定めたいので諮問します。令和3年1月8日。高知県知事濱田省司。

高知県漁業調整規則第11条第1項において、知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数」等を公示しなければならないと規定されています。そのため、現在許可されているすべての漁業種類において、公示を行っております。今回の漁業の許可又は起業の認可の基準は、この公示している数を超える申請が複数あった場合の優先順位等を定めるものです。

2ページ以降の今回定める基準について、上から順に簡単に説明いたしますと、第1条に趣旨として、行政手続法に基づく審査基準として定めるものであることを記載しています。

第2条の適用範囲ですが、もじゃこ漁業、うなぎ稚魚漁業及びさんご漁業を除く漁業種類について適用します。なお、この3つの漁業種類については別途定めるものとし、もじゃこ漁業は3月中に、うなぎ稚魚業は令和5年の漁業許可化までに、さんご漁業は次の議案で定めます。

第3条の許可等をしない場合ですが、1つ目に規則第9条第1項第1号の「適格性を有するものでない場合」は、次のいずれかに該当する場合として、ア、漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。なお、漁業又は労働に関する法令を遵守しない者の基準については、「高知県漁業調整規則第10条第1項第1号についての適格性の基準」に記載のとおりとすること。イ、暴力団員等であること。ウ、法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）で定める使用人のうちにア又はイのいずれかに該当する者があるものであること。エ、暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。オ、使用する船舶等が次の基準を満たさないこと。（ア）漁船法（昭和25年法律第178号）第10条第1項に規定する都道府県知事の登録を受けていない船舶。（イ）漁船法第19条に規定する登録の取消しの対象となる船舶と定めます。2つ目の規則第9条第1項第2号の「その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合」は、正当な理由なく同一の者に対し、同一の漁業種類について同時に2以上許可することとなる場合とすることと定めます。

第4条の許可等の基準ですが、規則第11条第5項及び第7項に記載する許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数が、公示した船舶等の数又は漁業者の数を超えた場合の許可等をする者の基準は、次条の規定による優先順位のとおりとし、優先順位が高い者の申請から優先して許可等を行うこととする。なお、同一の優先順位を有する者の申請が複数あり、それらの申請により公示した船舶等の数若しくは漁業者の数を超える場合は、規則第11条第6項の定めるところにより、同一の優先順位を有する者でくじを行い、許可等をする者を定めるものとするとしております。簡単に言いますと、現在公示している数を超えて申請がなされた場合は、第5条に定めている優先順位の高いものから優先し、また、同一の優先順位が複数となる場合は、くじを行い、許可等をするものを決定するということです。

第5条の優先順位ですが、小型底びき網漁業や機船船びき網漁業などの継続許可の場合とさんご漁業や小型定置網漁業などの公示する許可の2パターンございます。まず、継続の許可の場合ですが、ア、地域漁業の維持・発展に資する者として、漁業協同組合から推薦が得られ、当該推薦が適当であると知事が認めた者、イ、過去5年間漁業関係法令及び労働関係法令違反による処分を受けていない者、ウ、当該漁業の経営又は従事の経験がある者の3点について優先順位を付与するための要件としており、4

ページの別表に示す優先順位が高いものから優先することとし、その他の勘案事項を考慮してもなお同順位の者が複数となる場合はくじびきで決めることとします。なお、イ及びウについては当該漁業の申請に関する公示にて定められた申請期間の末日を起準日とする。

つぎに、継続ではない、公示する許可の場合ですが、申請のうち、漁業の許可等を受けている者が漁業の許可の有効期間の満了日の到来のため改めてした申請があるときは、その申請者に対して、他の申請者に優先して許可等をするものとします。その他の申請者についての優先順位は、第5条第1号に準じるものとします。

第6条の資料の追徴ですが、規則第11条第5項及び第7項に記載する許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数が、公示した船舶等の数又は漁業者の数を超えた場合、速やかにその旨及び前条に規定する優先順位を決定するのに必要な資料を追加で提出することができる期間について公示するものとします。

なお、高知県行政手続条例に基づく意見公募を令和2年12月23日から令和3年1月11日までの間実施しましたが、意見はありませんでした。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

木下会長

ただ今の事務局説明についてご意見、ご質問はございませんか。

志磨村委員

第5条、優先順位の中で。漁業法が変わって、許可の申請が今までやったら漁業者が取れるとういうものだったが、今度からは漁業者以外の法人等が参入できるようになったのかね。今までやったら、各単協で協議し、組合長の推薦をつけていたが、後ろに付いている推薦書が、従来の組合の推薦書にあたると思うが、漁業者が優先的に許可され、法人の申請は優先順位が落ちると思うが、そこらの優先順位のあり方で、アの、基準は県が示すべきでないと思うけど。単協が決めると思うけど。将来的に漁業許可を企業が取りたい、ということがあった場合、適格性かな、行政処分と相反する場合が出てくるわけよ。資料5の一番後ろに付いてある、行政手続法の第12条第2項の絡みで、各単協に対しての指導を、県はどう考えているのか。許可だから、ないと思うけど。漁業法が変わって、参入できるという位置づけになっているから聴いている。このままでいいと思うけど。

織田事務局長

この度、このように優先順位を定めようとしているところですが、これまで、その許可を持って適正に操業されていた方、ここにも書いていますが地域の漁業の維持発展に資する者、そういう方々が当然推薦書が付くだ

ろうと。優先順位が高くなるだろう、という風に考えております。漁協の組合員以外からの申請、委員がおっしゃるように企業からの申請も想定されますが、そこは漁協が推薦するかどうか、判断するところになるかと。なかなか企業なり、一般の方に対して漁協からの推薦書が出ないと思いますが、もし、企業がその地域に入って地域の水産業の発展に寄与するだろう、というのであれば、推薦書は付くだらうと、考えております。基本的には現在、許可を持っていて、適正に操業をされている人が、優先順位が高くなるだろう、と考えているところでございます。

**志磨村委員**

それともう一点、教えてほしい。個人で申請している人が法人を作った場合、その法人は継続扱いになるのか。それとも Aさんと Bさんと共同で法人を作ってやろうとした場合、新規扱いになるのか。後継者の問題になると思うが。将来的にそういう問題が出てくると思う。同じ業種に引っ付いて、共同化してやろうかという時に、代表者の名前が出てきた場合に、既存扱いになるのか。行政手続法で言われたら新規になるかもしれないが、そうなるかもしれないが、よくわからないが、その取扱いについて、聴きたい。法人になった場合です。

**織田事務局長**

先程言いましたように、許可は2種類ございまして、いわゆる継続の許可と、公示の許可がございます。継続の許可は、機船船びき網漁業とか、小型機船船びき網漁業だとか、対人、対船、つまり人ごと、船ごとの許可になっているものがございます。こういう場合は・・・あ、失礼しました。船ごと、人ごとは、許可された船が変わらない場合は、そのまま継続許可扱いで更新扱いになります。ただ、人ごとの、船舶に許可がなく対人許可の場合は、例えば更新する場合、新たに共同経営なり、法人を作って申請する場合は、新規扱いになります。

**志磨村委員**

そしたらバッチに特化して聴くけど、船に対しても、人に対しても許可が出てるから、船ごとの場合なら継続でできて、一方で人ごとの場合は、許可を持っていた人が代表者になった場合は、会社名で申請する時は、漁業法だけでなく、所得税法とか、いろいろ出てくるけど、従業員雇ったら、企業の問題出てくるけど。人の場合やったら、代表者やったら人になるき、法人化は優先順位が後の方になると。バッチに特化するけど、どういう風に取り扱うのか。

**飯田主幹**

機船船びき網漁業につきましては、個人から法人にする場合は承継の手続ができますので、規則上、承継ですので、同じ船で人が法人化する場合、そういう手続ができます。

志磨村委員      そしたら、2人が許可を持っていたら、2つ申請ができるという認識でいいがやね。作った法人の名前で、2つの許可が同時にできるという認識でいいのか。名前が違ってね。

木下会長      他にございませんか。

（「なし」という者あり。）

木下会長      他にご意見もないようですので、お諮りいたします。

第3号議案、「漁業の許可又は起業の認可の基準について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり。）

木下会長      ご異議ないようですので、第3号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

続きますので、第4号議案、「さんご漁業の許可又は起業の認可の基準について」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

飯田主幹      それでは資料4の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。2高漁管第715号。高知海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第11条第7項の規定により、漁業許可又は起業の認可の基準を定めたいので諮問します。令和3年1月8日。高知県知事濱田省司。

さきほどの第3号議案でお示した許可等の基準と内容はほとんど同様ですので、異なる点についてのみ説明させていただきます。

第4条の許可等の基準ですが、さんご漁業は公示する許可の場合ですので、その場合の優先順位について規定しております。

資料3ページ第5条の優先順位ですが、前の基準で示しております公示する許可と同様ですが、操業海域ごとに別表を分けております。室戸岬周辺で操業する場合は、ア、地域漁業の維持・発展に資する者として、漁業協同組合及び芸東サンゴ船船主組合から推薦が得られ、当該推薦が適当であると知事が認めた者としており、4ページ別表1に示しております。足摺岬周辺の海域で操業する場合は、ア、地域漁業の維持・発展に資する者として、漁業協同組合及び高知県サンゴ西部連絡協議会から推薦が得られ、当該推薦が適当であると知事が認めた者としており、5ページ別表2

に示しております。こちらの別表2ですが、足摺周辺の海域で操業する場合と記載しておりますが、岬が抜けておりましたので、足摺岬周辺の海域で操業する場合に修正してください。

以上が、第3号議案でお示した許可等の基準との異なる点についてです。

なお、高知県行政手続条例に基づく意見公募を令和2年12月23日から令和3年1月11日までの間実施しましたが、意見はありませんでした。

事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

木下会長

ただ今の事務局説明についてご意見、ご質問はございませんか。

山崎委員

さんごの許可で、企業が入ったりするのか。もし、企業が入って、組合長が推薦したら、許可するのか。

飯田主幹

基本的に、適格性を有していれば、一般の方であろうと、企業であろうと、許可をすることとしておりまして、この優先順位は、公示している数を超えて申請があった場合、こちらの優先順位もとに、順位をつけて、例えば企業の方が申請して、定数を超えていけば、優先順位をみて、その方に許可をすることになります。

木下会長

他にございませんか。

(「なし」という者あり。)

木下会長

他にご意見もないようですので、お諮りいたします。

第4号議案、「さんご漁業の許可又は起業の認可の基準について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり。)

木下会長

ご異議ないようですので、第4号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

続きまして、第5号議案、「高知県漁業調整規則第10条第1項第1号についての適格性の基準について」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

飯田主幹

それでは資料5の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。2高漁管第716号。高知海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規

則（令和2年高知県規則第73号）第10条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準を定めたいので諮問します。令和3年1月8日。高知県知事濱田省司。

令和2年12月の漁業法改正に伴う漁業調整規則の全部改正に伴い、高知県漁業調整規則第10条第1項に適格性を有する場合について規定しました。同条第1号漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であることと規定されたことから、この場合に該当する基準について、新たに定めることとし、資料2ページから基準をお示ししております。

上から順に1、漁業に関する法令を遵守しない者について、（1）漁業に関する法令を遵守しない者の基準。規則第10条第1項第1号の漁業に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者に該当する者の基準は、漁業に関する法令の違反に係る累積点数（違反行為及び当該違反行為をした日を起算日とする過去5年以内におけるその他の違反行為のそれぞれについて次の各号に定めるところにより付した点数の合計をいう。2において同じ。）が6点以上となった日から2年を経過しないこととする。

ア、漁業に関する法令に違反する行為により禁錮以上の刑に処せられたとき（法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人又は人の業務又は財産に関して漁業に関する法令に違反する行為により禁錮以上の刑に処せられた場合において、その法人又は人が罰金刑に処せられたときを含む。）、3点。イ、アに該当する場合を除き、漁業に関する法令に違反する行為により刑に処せられたとき、2点。ウ、漁業法第190条各号のいずれかに規定する行為により高知県知事の処分を受けたとき（ア又はイに該当することとなった場合を除く。）、2点。エ、漁業法第193条第4号に規定する行為により高知県知事の処分を受けたとき（ア又はイに該当することとなった場合を除く。）、1点。オ、規則第58条各号のいずれかに規定する行為により高知県知事の処分を受けたとき（ア又はイに該当することとなった場合を除く。）、1点。カ、規則第8条第1項の規定による許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）の申請に関し虚偽の申請をしたとき、1点。

（2）漁業に関する法令の範囲、（1）において、「漁業に関する法令」とは、次に掲げるものをいう。

ア、漁業法、イ、水産資源保護法、ウ、臘虎臘朧獸獵獲取締法（らっこおっとじゅうりょうかくとりしまりほう）、エ、外国人漁業の規制に関する法律、オ、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律、カ、持続的養殖生産確保法、キ、内水面漁業の振興に関

する法律、ク、上記の法律に基づく命令、ケ、他これらの法律に基づく命令、（ア）漁業の許可及び取締り等に関する省令、（イ）瀬戸内海漁業取締規則、（ウ）水産資源保護法施行規則、（エ）各都道府県漁業調整規則。

（３）漁業に関する法令を遵守しない者に対する措置、ア 次に掲げる場合は、許可等を行わない。（ア）許可等を受けようとする者が、（１）の基準に該当する者である場合。（イ）許可等を受けようとする者が、法人であって、その役員又は漁業法施行令第６条に規定する使用人のうちに（１）に該当する者がある場合。イ 次に掲げる場合は、当該許可等を取り消す。（ア）許可等を受けた者が、（１）の基準に該当する者である場合。（イ）許可等を受けた者が、法人であって、その役員又は令第６条に規定する使用人のうちに（１）に該当する者がある場合。

２ 労働に関する法令を遵守しない者について。（１）労働に関する法令を遵守しない者の基準

規則第１０条第１項第１号の労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者に該当する者の基準は、労働に関する法令の違反に係る累積点数が４点以上となった日から５年を経過しないこととする。

ア、労働に関する法令に違反する行為により禁錮以上の刑に処せられたとき（法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人又は人の業務又は財産に関して労働に関する法令に違反する行為により禁錮以上の刑に処せられた場合において、その法人又は人が罰金刑に処せられたときを含む。）、２点。イ、アに該当する場合を除き、労働に関する法令に違反する行為により刑に処せられたとき、１点。

（２）労働に関する法令の範囲。（１）において、労働に関する法令とは、次に掲げるものをいう。ア、健康保険法、イ、船舶安全法、ウ、船員保険法、エ、労働関係調整法、オ、労働基準法、カ、労働者災害補償保険法、キ、船員法、ク、船員職業安定法、ケ、労働組合法、コ、船舶職員及び小型船舶操縦者法、サ、厚生年金保険法、シ、最低賃金法、ス、雇用保険法、セ、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律、ソ 上記の法律に基づく命令。

（３）労働に関する法令を遵守しない者に対する措置。ア、次に掲げる場合は、許可等を行わない。

（ア）許可等を受けようとする者が、（１）の基準に該当する者である場合、（イ）許可等を受けようとする者が、法人であって、その役員又は政令第６条に定する使用人のうちに（１）に該当する者がある場合。イ、次に掲げる場合は、当該許可等を取り消す。（ア）許可等を受けた者が、（１）の基準に該当する者である場合。（イ）許可等を受けた者が、法人であって、その役員又は政令第６条に規定する使用人のうちに（１）に該

当する者がある場合です。以上が基準についてです。

この基準についての申立書が資料5ページ及び6ページです。この申立書で違反があると申告した場合は、資料7ページ及び8ページの違反状況についてを提出してもらうこととなります。

なお、高知県行政手続条例に基づく意見公募を令和2年12月23日から令和3年1月11日までの間実施しましたが、意見はありませんでした。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

木下会長

ただ今の事務局説明についてご意見、ご質問はございませんか。

志磨村委員

個人も適用されるのか。個人で、使用人を雇っている場合もある。法人化していなくて。労働に関する基準で、労災、雇用保険を掛けていない場合、適格性で排除されるのか。個人のバッチはやっていない。昔、赤岡でやっていた時、わしは労災やっていたけど、労災止めて漁協に振り替えたけど。当然労災とか掛けていないけど、個人で雇っている使用者は適格性の違反になるのか。5ページ、6ページの申立書を出すとき。それをやると、問題あるき、所得税から引いてやると、来てくれなくなる。使用人をもってやっている場合、バッチの組が多いという認識だけど、どうなるのだろうか。

飯田主幹

基本的に許可を持っている方は対象になるので、更新の時に出示してもらうことになりますし、それぞれの法令に違反した場合は、その時点で提出していただくことになります。

志磨村委員

それなら、現実的に個人は許可が持てなくなるけど。前田君のところもそうやけど、2、3人雇っている、バッチやったら。書かないといけないとなると、嘘の記載をしてやるということにならないと思うけど。許可を取れなくなると思うけど。特に労働関係でこんな風にかっちりやられたら。事業者としては、労災、厚生年金、雇用保険、掛け金を半分ずつ負担しないとイケないので、それができなくなるから。

飯田主幹

直ちにそういった方が不許可になるということではなく、労働関係の法律のどれかに、法が施行された5年以内に、法律に引っかかって、処分を受けた場合は記載しないとイケないということです。違反しているからといって直ちに点数が加算されて不許可処分になるという訳ではありません。

志磨村委員	<p>県としては、やっていない人をやっているという認識で許可を出すのか。わからなければいいということか。言葉尻とって悪いけど、労働関係のことで言えば。雇用主は掛けられない。どうするのか。釣のように一人でできる漁業ではなく、機船船びき網は2統の船であり、運搬船を持って、家族の中でも労働基準法適用される。大変難しい問題だけど。国がそういうのならそうかもしれないが。</p>
飯田主幹	<p>基本的には、処分を受けた場合は報告をしていただく必要があります。個人であろうと、法人であろうと、適格性の申立書を提出していただくこととなります。</p>
志磨村委員	<p>労働に関する状況調査は、事業主が掛けていなかったら、掛けていないという報告したらいいだけのことなのか。</p>
飯田主幹	<p>法律を遵守せず、摘発され、刑を執行された場合は申告していただくこととなります。</p>
志磨村委員	<p>意味がわからない。申立書と、後ろの状況についての中に書いているように、この部分はどうなるのかと。適格性、決めているが、違反になって捕まるまで県は知りませんよ、という認識でいいのか。</p>
飯田主幹	<p>違反を黙認するというわけではなく、違反をして捕まって、裁判所の処分を受けたら、その有無について記載してほしいということです。</p>
志磨村委員	<p>労働関係の法律は、何日間雇ったら、労働基準法の中で適用があつて。そういう風にしないといけないとなっている。でも、それをやっていない。そのことを言っている。上位法で労働関係の法律で、何日間雇用したら、労災や雇用保険を掛けないといけないと、労働基準法の中でそういうことになっている。難しいけど、どうだろうか。わかるで。意味は。一方で、労働基準関係の法律では基準を満たしていなければ、国の定めた適格性は、かまわないのかと思って。国がどういう観点でこれを出したのかと思って。説明会の中で話してもらったらありがたいですけど。</p>
織田局長	<p>繰り返しになりますが、3ページの、ア、イに、このような刑に処されたことに心当たりのある方は、申告してもらうこととなります。なにも我々、本来、適正に漁業をやっている人を排除したいと思っているわけではございません。杓子定規に申しますと、法令に記載されたものについては、法令に従って、この申告書は刑に処された方については申告していた</p>

だくというものでございまして、法令遵守していただきたいと。現在、漁業されている方が労働関係の法令を遵守されているかは我々、把握できないところございまして、そこは漁業者さんの申告で、それぞれ個別に判断していくというものでございます。

木下会長

他にございませんか。

石田委員

細かいことで申し訳ございませんが、3ページ中ほどの、1(3)の(イ)の「政令」は政令ですよ。

織田局長

説明では「令」と言いましたが、政令です。申し訳ございません。

石田委員

もう一つすみません。7ページと8ページの、懲役、禁錮の「固」の字は、金編がございませんが。処分基準の法は金編がございまして。

西山副部長

失礼いたしました。法令担当に確認いたしまして、適切な時に修正させていただくということよろしいでしょうか。このままでいいということであれば、このままにさせていただきます。

木下会長

他にございませんか。

(「なし」という者あり。)

木下会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第5号議案、「高知県漁業調整規則第10条第1項第1号についての適格性の基準について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり。)

木下会長

ご異議ないようですので、第5号議案は、原案が適当であると答申いたします。

これをもちまして、第37回海区漁業調整委員会を閉会といたします。本日は委員の皆様、ありがとうございました。

(閉会)

本書は、第 21 期第 37 回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 木下 清 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 蔭山 純由 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 参田 敦 \_\_\_\_\_